

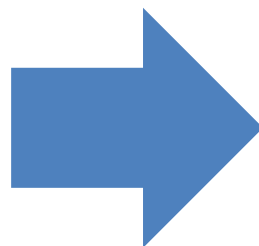
2. ケーススタディ

1.魚加工品(0304)【日マレーシアEPA】

マレーシアで「魚の加工品」(HS0304.99※)を生産するが、日マレーシアEPA上のマレーシア原産品と認められるか？

材料

- オーストラリア産マグロ
(第03.02項)
- 中国産塩(第25.01項)
- タイ産添加物(第29類)



マレーシア



魚加工品
第0304.99号

※HS2002では0304.90であることに注意

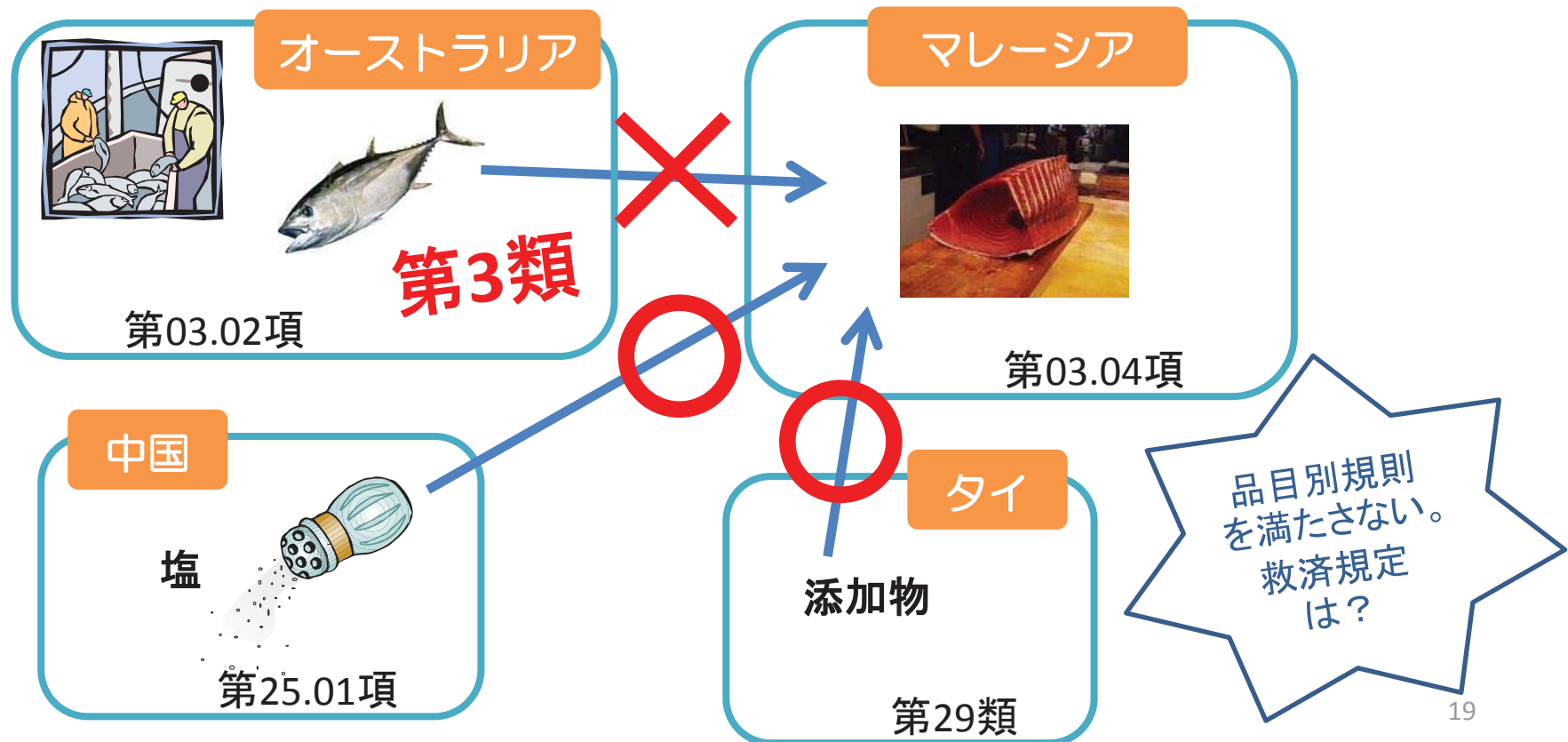
1.魚加工品(0304)【日マレーシアEPA】

日マレーシアEPA 第28条1(C)

非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される製品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

品目別規則: 第0304.90号

第03.01項から第03.07項までの各項の製品への他の類の材料からの変更



1.魚加工品(0304)【日マレーシアEPA】

▶ 僅少の非原産材料の適用ができるか。

- 適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類、 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類
日シンガ ポールEPA	x										製品のFOB価格の7%以 下		x				
日メキシコ EPA	製品の取引 価格の10% 以下(※1)	x	製品の取引価格の10%以下(※1)				x	製品の取引価格の10%以下(※1)									
日マレーシ ア・日インド ネシアEPA	x																

➡ 日マレーシアEPAでは、3類の産品に僅少の非原産材料の**適用枠**の設定がないため適用できない。

▶ 累積の適用ができるか。

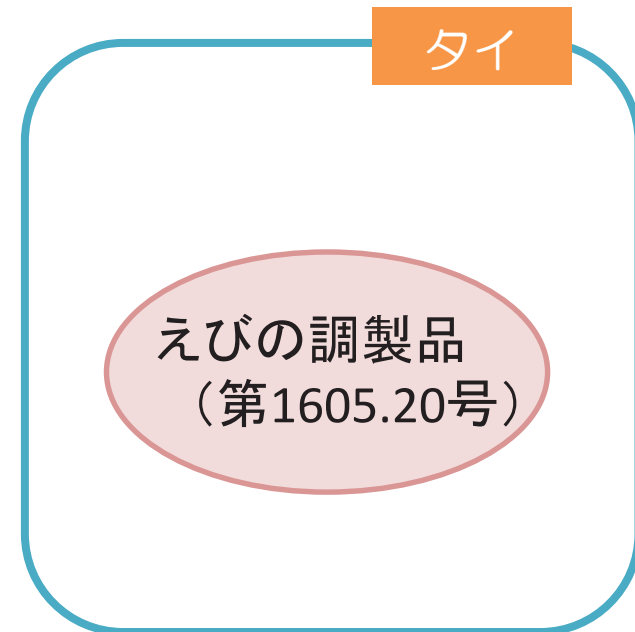
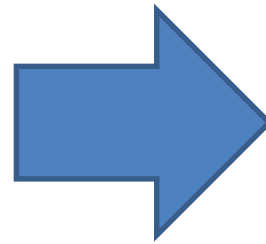
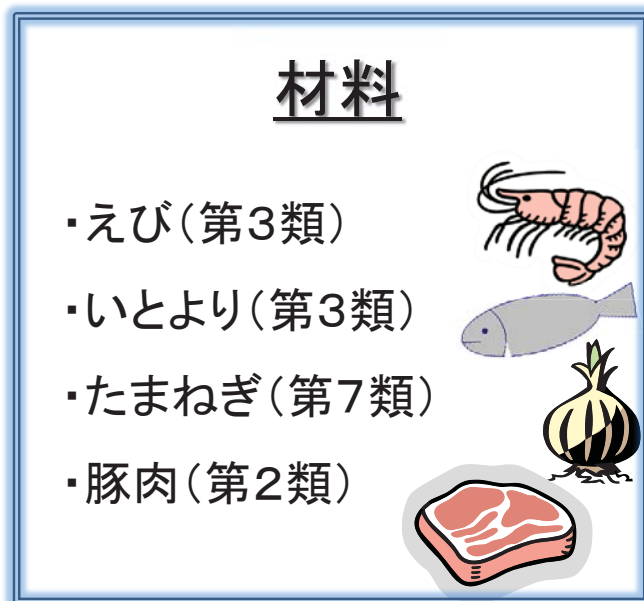


➡ 他方の締約国(=日本)の原産品ではないため適用できない。

日マレーシアEPA上のマレーシア原産品と認められない。

2.えびの調製品(1605)【日タイEPA】

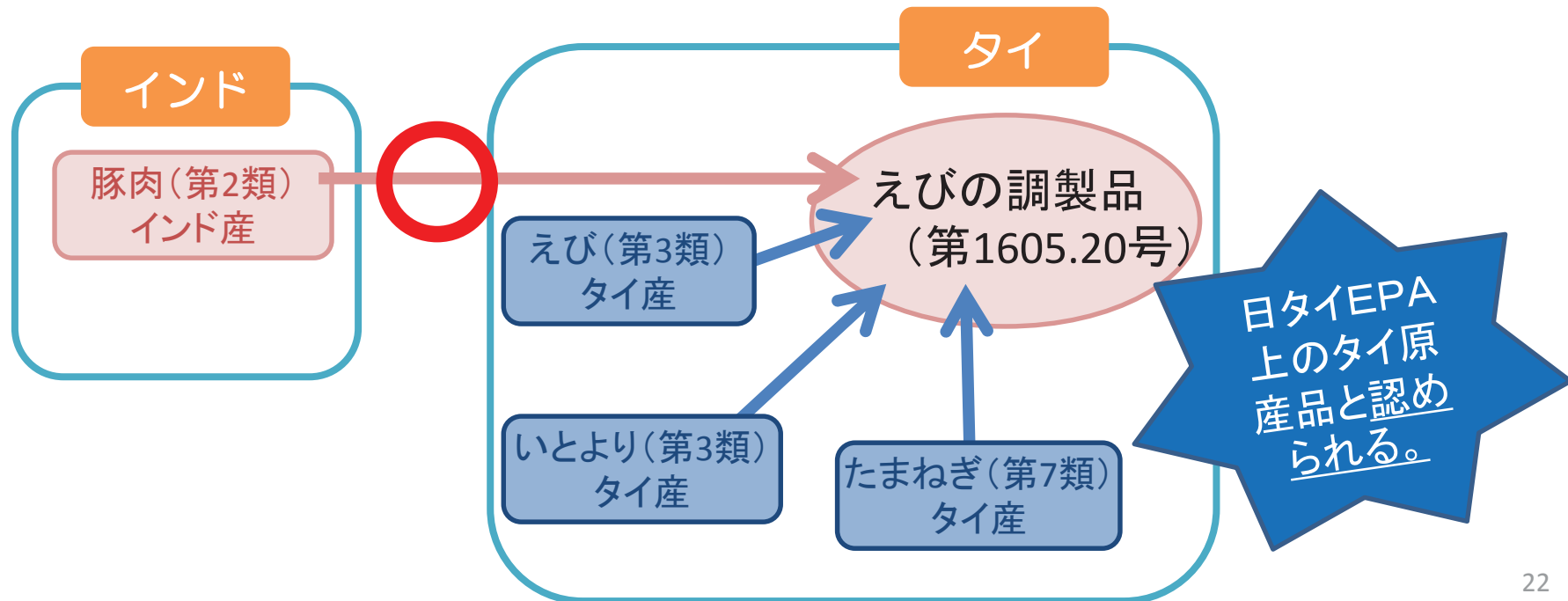
タイでえびの調製品(HS1605.20)を生産するが、日タイEPA上のタイ原産品と認められるか？



2-1.えびの調製品(1605)【日タイEPA】

日タイEPA品目別規則:第1605.20号

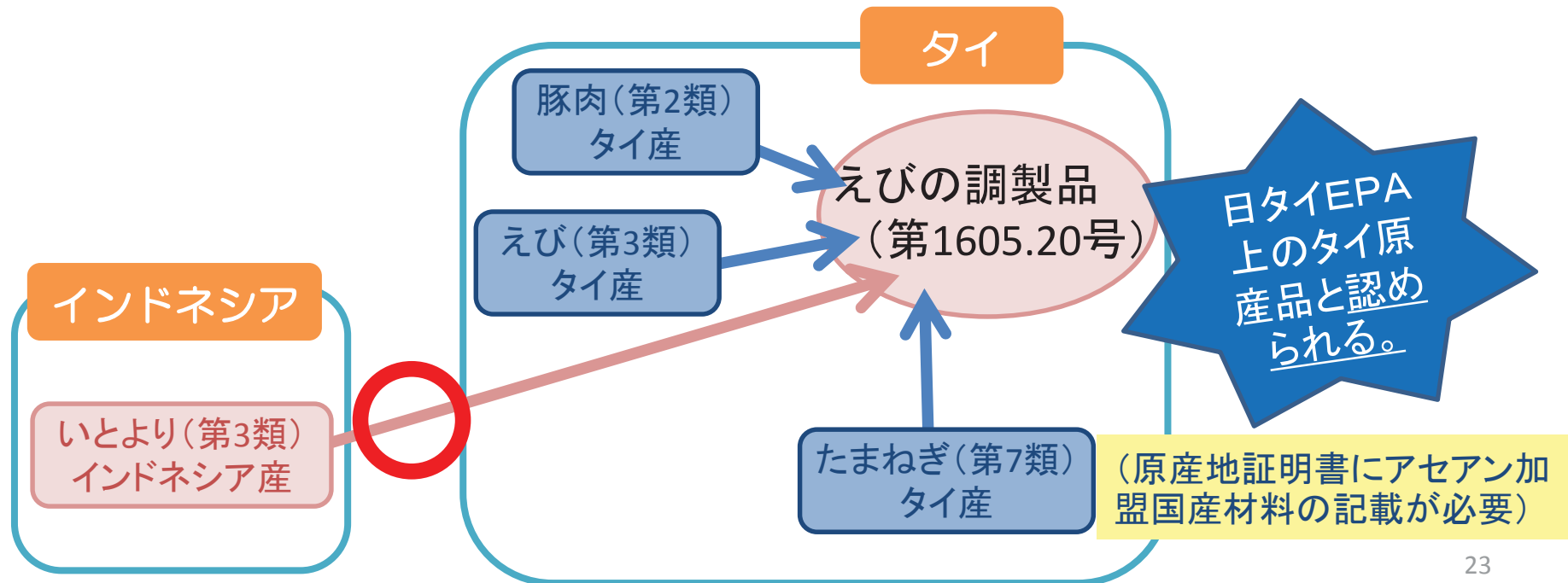
第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



2-2.えびの調製品(1605)【日タイEPA】

日タイEPA品目別規則:第1605.20号

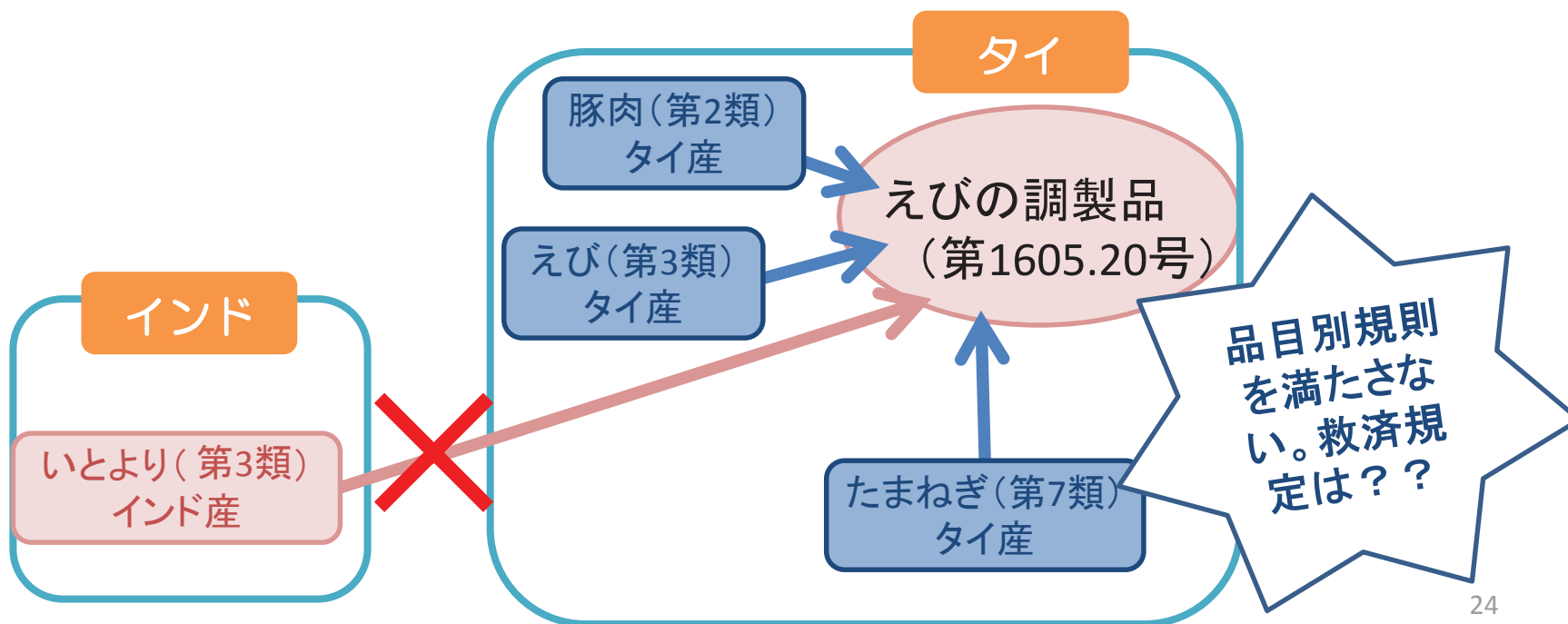
第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国**である**第三国**において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である**第三国**において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



2-3.えびの調製品(1605)【日タイEPA】

日タイEPA品目別規則:第1605.20号

第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)



2-3.えびの調製品(1605)【日タイEPA】

➤ 僅少の非原産材料の適用ができるか。

- 適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類、 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類	
日シンガ ポールEPA	x						x		製品のFOB価格の7%以下			x						
日メキシコ EPA	製品の取引 価格の10% 以下(※1)	x	製品の取引価格の10%以下(※1)			x	製品の取引価格の10%以下(※1)											
日マレーシ ア・日インド ネシア・日ブ ルネイ・日 フィリピン EPA	x								x									
日チリEPA	x					x		製品のFOB 価格の7% 以下		第2008.92 号: 製品の FOB価格の 10%以下 第2008.92号 以外: 産 品のFOB 価格の7% 以下		製品のFOB 価格の7% 以下		x				
日タイEPA	x					x		製品のFOB価格の7%以下										



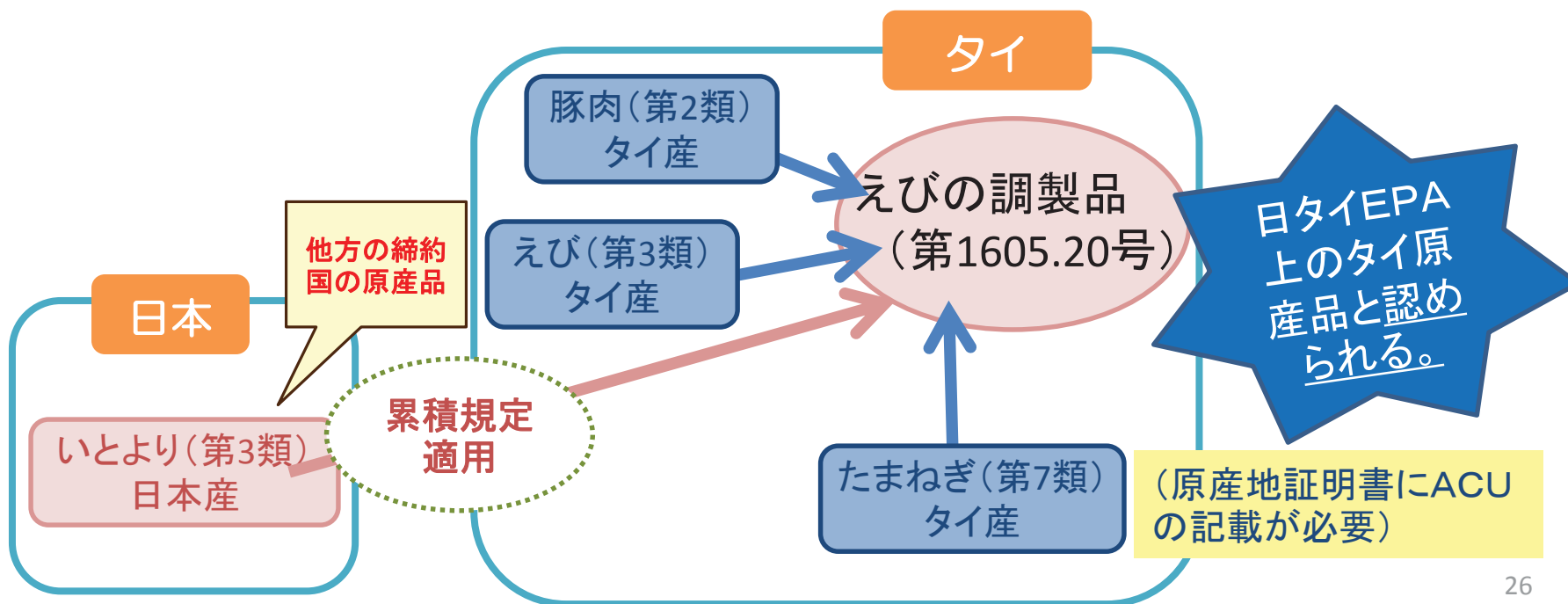
日タイEPAでは、16類の産品に僅少の非原産材料の適用枠の設定なし。

日タイEPA
上のタイ原
産品と認め
られない。

2-4.えびの調製品(1605)【日タイEPA】

日タイEPA品目別規則:第1605.20号

第1605.20号の産品への他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが**東南アジア諸国連合の加盟国**である**第三国**において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。)

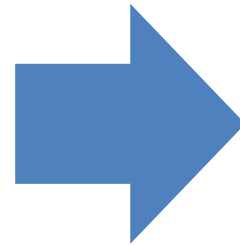


3. ネックレス(7113)【日インドEPA】

インドでネックレス(HS7113.19)を生産するが、日インドEPA上のインド原産品と認められるか？

材料

- タイ産ストーン
(第71.03項)
CIF 40USD
- チェーン(日本で調達)
(第71.15項)
CIF 10USD



インド



ネックレス
FOB 100USD
第7113.19号

3. ネックレス(7113)【日インドEPA】

日インドEPA品目別規則

第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・〇七	第七〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 第七〇〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。 第七〇一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更 第七〇一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
七〇〇九・一〇	
七〇一八・一〇	
七〇一八・九〇	

第五部 卑金属及びその製品(第七二類から第八三類まで)

第七二類 鉄鋼

七二〇二・四九	第七二〇二・四九号の産品への他の項の材料からの変更 第七二〇二・六〇号の産品への他の項の材料からの変更 第七二〇二・九九七二〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更 第七二〇四・二二一七二〇四・二九号の産品への他の項の材料からの変更 第七二〇四・四九号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
七二〇二・六〇	
七二〇二・九九七二〇三・九〇	
七二〇四・二二一七二〇四・二九	
七二〇四・四九七二二九・九〇	

3. ネックレス(7113)【日インドEPA】

日インドEPAには71類に品目別規則の規定がないため
協定本文の**一般ルール**を参照する

日インドEPA 第29条第1項 (一般ルール)

付加価値基準

(a)原産資格割合(QVC)が**35%以上**

かつ

$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額 (CIF)}}{\text{製品の価額 (FOB)}}$$

関税分類変更基準

(b)関税分類の変更であって**6桁番号**の水準における
もの(すなわち、**号の変更**)が行われていること。

(a)及び(b)**両方の基準**を満たさなければならない！

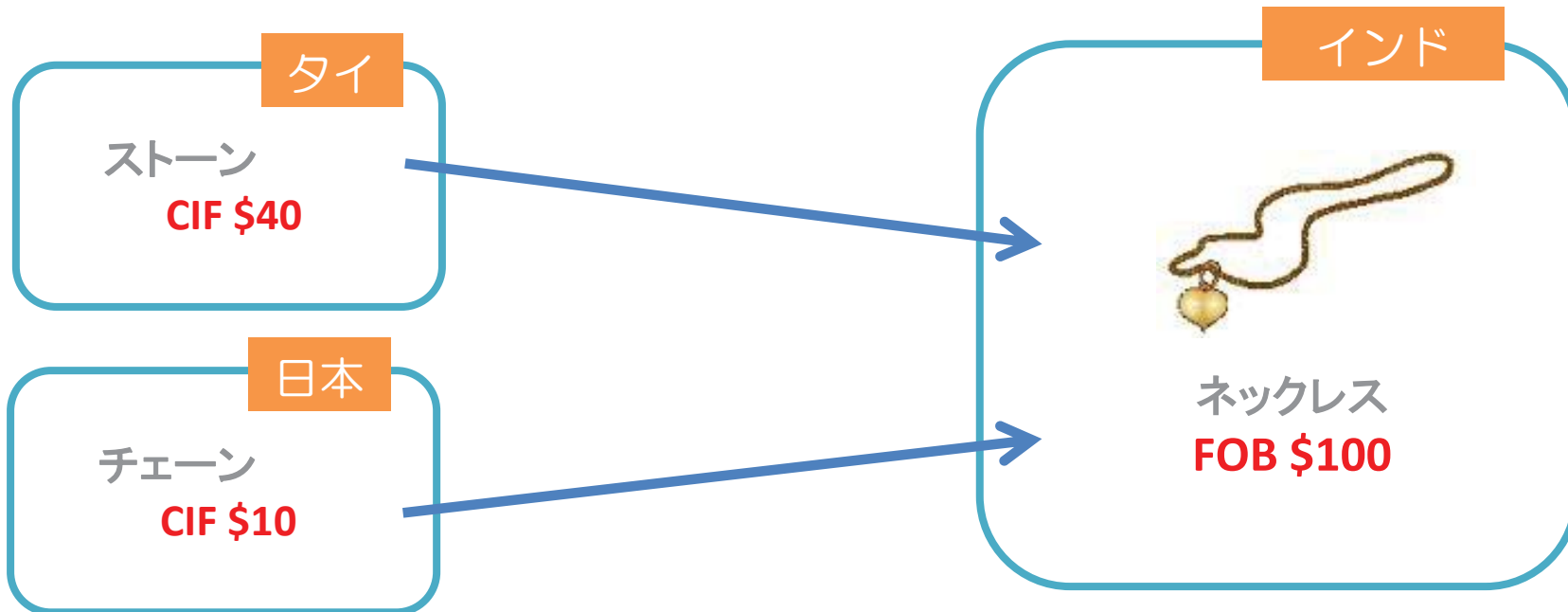
3. ネックレス (7113) 【日インドEPA】

日インドEPA第29条第1項 (一般ルール)

(a)原産資格割合(QVC)が35%以上 満たす or 満たさない

かつ

(b)関税分類の変更であって6桁番号の水準



$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} = \frac{100 - (40 + 10)}{100} = 50\% \geq 35\%$$

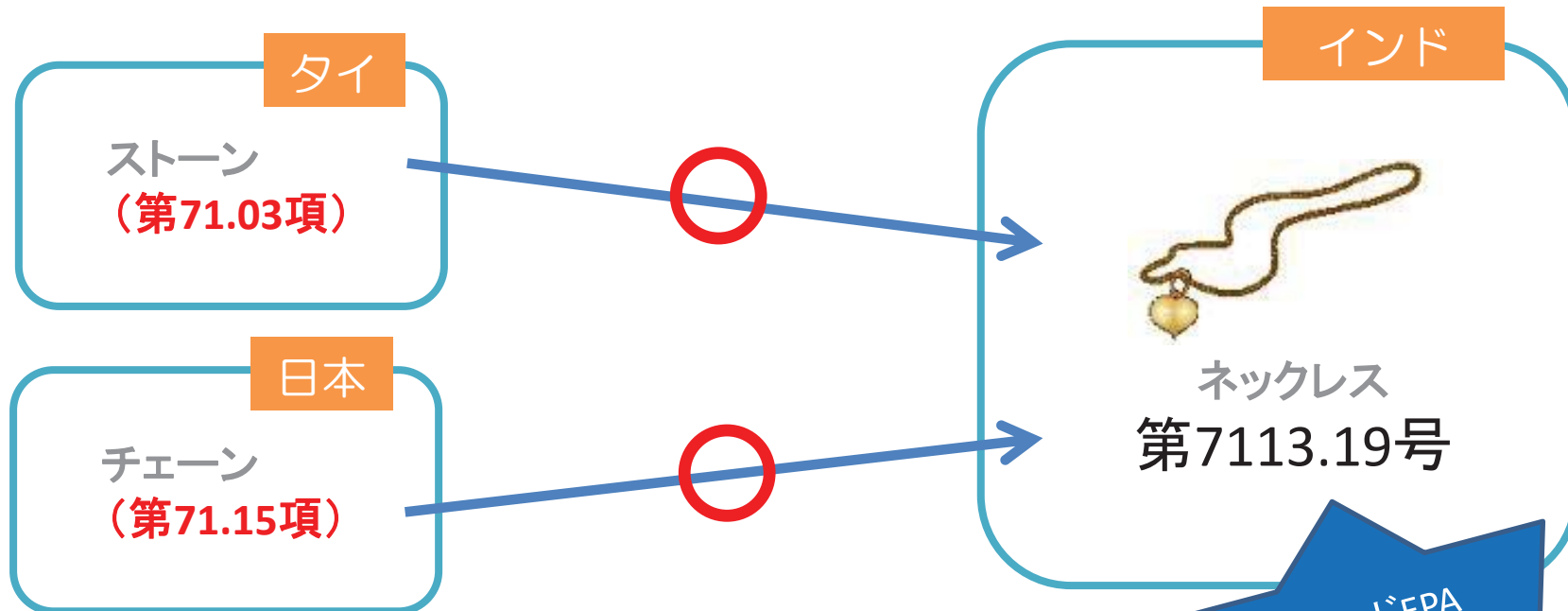
※チェーンが日本から調達されたとしても、日本原産とは限らないことに注意。原産地不明の場合は非原産として扱われる 30

3. ネックレス(7113)【日インドEPA】

日インドEPA第29条第1項 (一般ルール)

(a)原産資格割合(QVC)が35%以上
かつ

(b)関税分類の変更であって6桁番号の水準 → 満たす



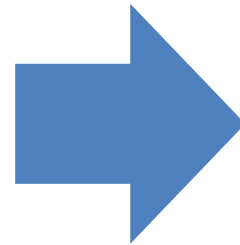
日インドEPA
上のインド原
産品と認めら
れる。

4.ペイント用顔料(3212)【日アセアンEPA】

マレーシアでペイント用顔料(HS32.12)を生産するが、日アセアンEPA上のマレーシア原産品と認められるかどうか？

材料

- 中国産尿素樹脂
(第39.09項)
- 中国産溶剤
(第29.06項)
- オーストラリア産添加剤
(第28.11項)
- 台湾産顔料
(第32.04項)



マレーシア

日アセアンEPA品目別規則に第32類の規定はない。→一般ルール

ペイント用顔料
(第32.12項)

4. ペイント用顔料(3212)【日アセアンEPA】

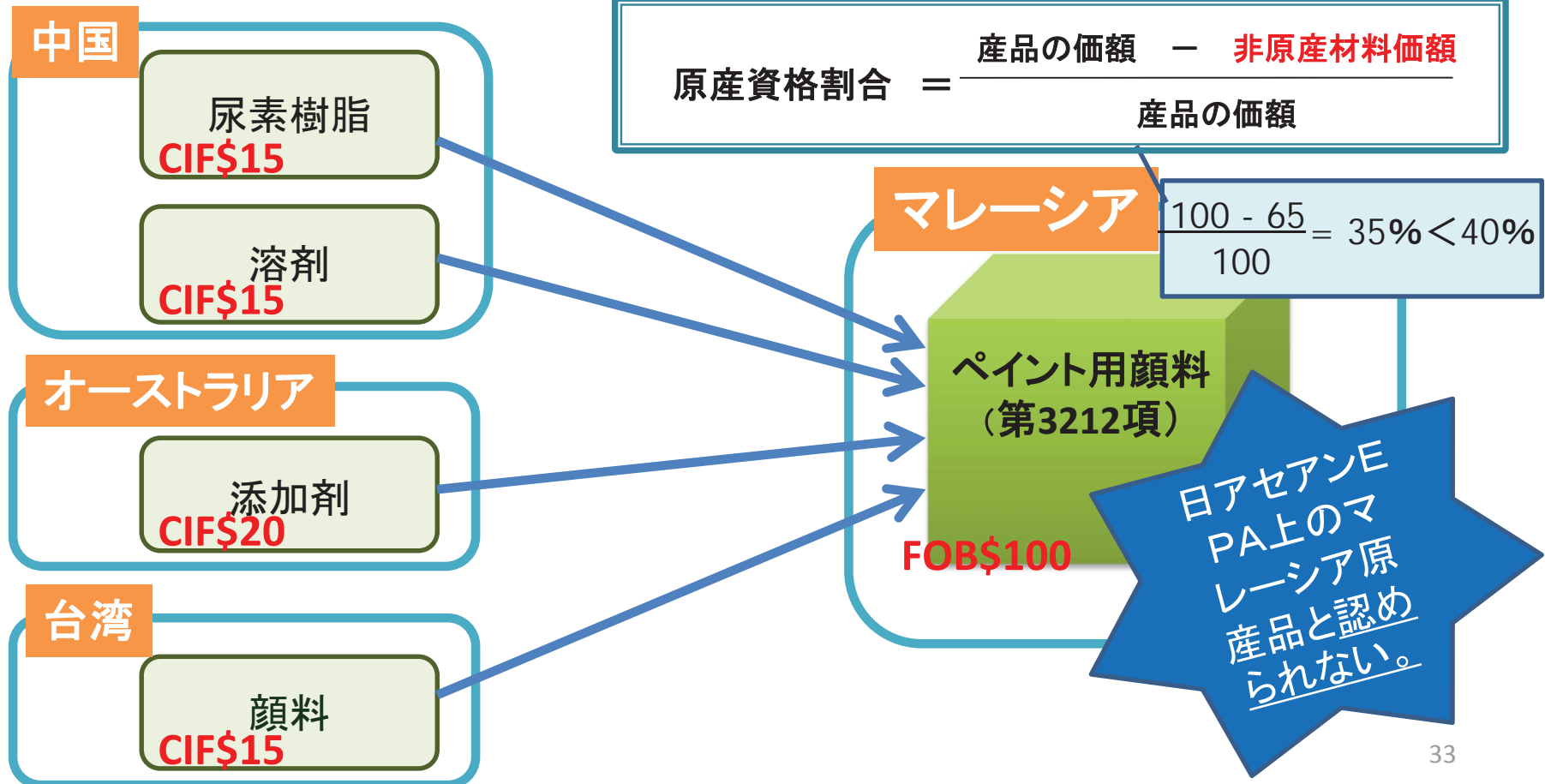
(a) 又は(b)を満たせばよい。

日アセアンEPA第26条第1項

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる製品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該製品の**域内原産割合が40%以上の製品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの**

(b) 当該製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた製品



4. ペイント用顔料(3212)【日アセアンEPA】

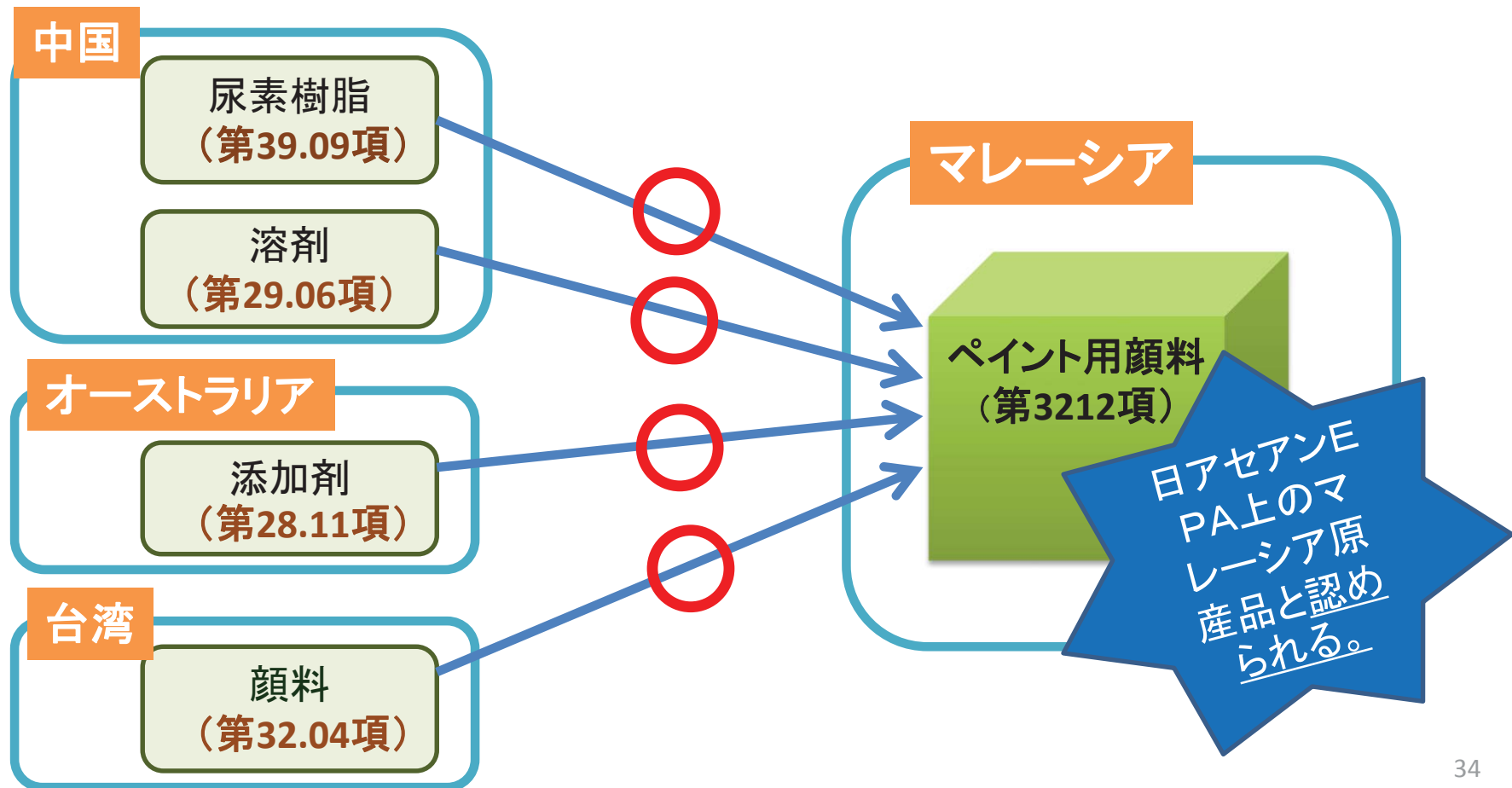
(a) 又は(b)を満たせばよい。

日アセアンEPA第26条第1項

第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる製品は、締約国の原産品とする。

(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該製品の域内原産割合が40%以上の製品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) 当該製品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた製品

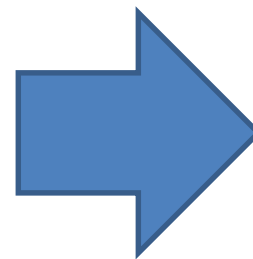


5.スーツ(6203)【日インドネシアEPA】

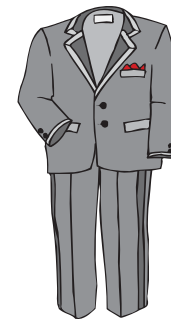
インドネシアでスーツ(HS6203.19)を生産するが、日インドネシアEPA上のインドネシア原産品と認められるか。裏生地は上着の身頃部分にのみ使用されているものとする。

材 料

- ベトナム産表生地(第52.09項)
- 台湾産裏生地(第54.07項)
- タイ産縫糸(第54.01項)
- タイ産ボタン(第96.06項)



インドネシア



スーツ
第6203.19号

5.スーツ(6203)【日インドネシアEPA】

非原産材料を使用しているので、品目別規則を参照。

日インドネシアEPA品目別規則:62.01-62.11

(※第62.01項-第62.11項=衣類(メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く))

第62.01項から第62.11項までの各項の産品への**他の類の材料からの変更**

(第50.07項、

第51.11項から第51.13項までの各項、

第52.08項から第52.12項までの各項、

第53.09項から第53.11項までの各項、

第54.07項、第54.08項、

第55.12項から第55.16項までの各項 又は

第60類の非原産材料を使用する場合には、

当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)

織物・編物のHS番号を列挙している。

→上記の織物・編物の使用には制限がある。

参考

繊維製品（第50類から第55類、第60類）の分類

	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類	第55類	第56類～第59類	第60類
	絹	羊・獣	綿	その他植物性	人造繊維			メリヤス編物 及び クロセ編物
					長繊維	短繊維		
原料	50.01	51.01 51.02	52.01	53.01 53.02 53.03 53.05	—	55.01 55.02 55.03 55.04	省略	-
生糸	50.02	—	—	—	—	—		-
くず	50.03	51.03 51.04	52.02	—	—	55.05		-
カード、コムした原料	—	51.05	52.03	—	—	55.06 55.07		-
糸	50.04 50.05 50.06	51.06 51.07 51.08 51.09 51.10	52.04 52.05 52.06 52.07	53.06 53.07 53.08	54.01 54.02 54.03 54.04 54.05 54.06	55.08 55.09 55.10 55.11		-
	織物 及び 編物	50.07	51.11 51.12 51.13	52.08 52.09 52.10 52.11 52.12	53.09 53.10 53.11	54.07 54.08		55.12 55.13 55.14 55.15 55.16

5.スーツ(6203)【日インドネシアEPA】

(アセアン第3国産材料使用の許諾ルール)

日インドネシアEPA品目別規則:62.01-62.11

第62.01項から第62.11項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

(第50.07項、

第51.11項から第51.13項までの各項、

第52.08項から第52.12項までの各項、

第53.09項から第53.11項までの各項、

第54.07項、第54.08項、

第55.12項から第55.16項までの各項 又は

第60類

の非原産材料を使用する場合には、

当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国

連合の加盟国である第三国において完全に製織される場合に限る。)

・原則は他の類の材料からの変更

・非原産の生地類を使用する場合

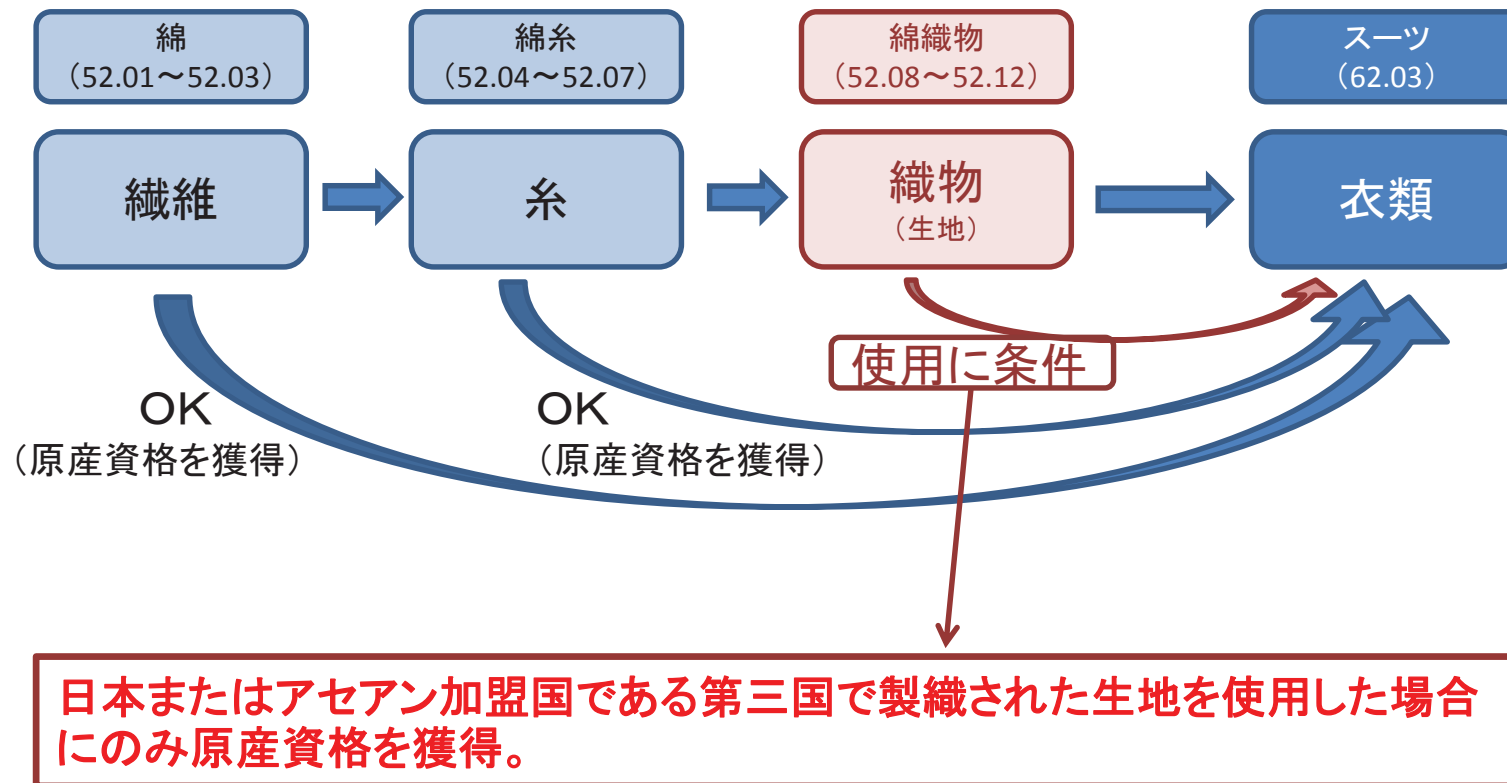


締約国又はアセアン加盟国で製織された生地を使用

していれば、規則を満たす。

5.スーツ(6203)【日インドネシアEPA】

- インドネシアで綿製のスーツを製造する場合・・・



「関税分類を決定する構成部分」の規定

※シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定

第61類から第63類の品目別規則に規定

当該産品について適用される規則は、これらの産品の**関税分類を決定する構成部分**についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。



当該材料が、**関税分類を決定する構成部分に該当しなければ、当該材料については品目別規則を考慮する必要はない。**

「関税分類を決定する構成部分」の規定

原産地規則解釈例規の制定について(平成26年6月13日 財関第598号)

61 類～63 類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、**製品の表側の生地**(袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工(例えば、ひだ付け)を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。)に**占める面積が最も大きい構成材料から成る部分**とする。この場合において、製品が属する号(HS6桁)に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

また、上半身用の衣類において、裏側の生地(裏地)が全面に張られており、かつ、その全周が表側の生地に縫い付けられている場合にあっては、上記で選択された表側の生地に加え、当該裏地部分を「関税分類を決定する構成部分」とする。

【対象となる協定等】

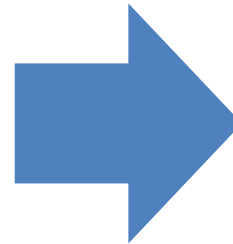
シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、**インドネシア協定**、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定

5.スーツ(6203)【日インドネシアEPA】

インドネシアでスーツ(HS6203.19)を生産するが、日インドネシアEPA上のインドネシア原産品と認められるか。裏生地は上着の身頃部分にのみ使用されているものとする。

材 料

- ベトナム産表生地(第52.09項)
- 台湾産裏生地(第54.07項)
- タイ産縫糸(第54.01項)
- タイ産ボタン(第96.06項)

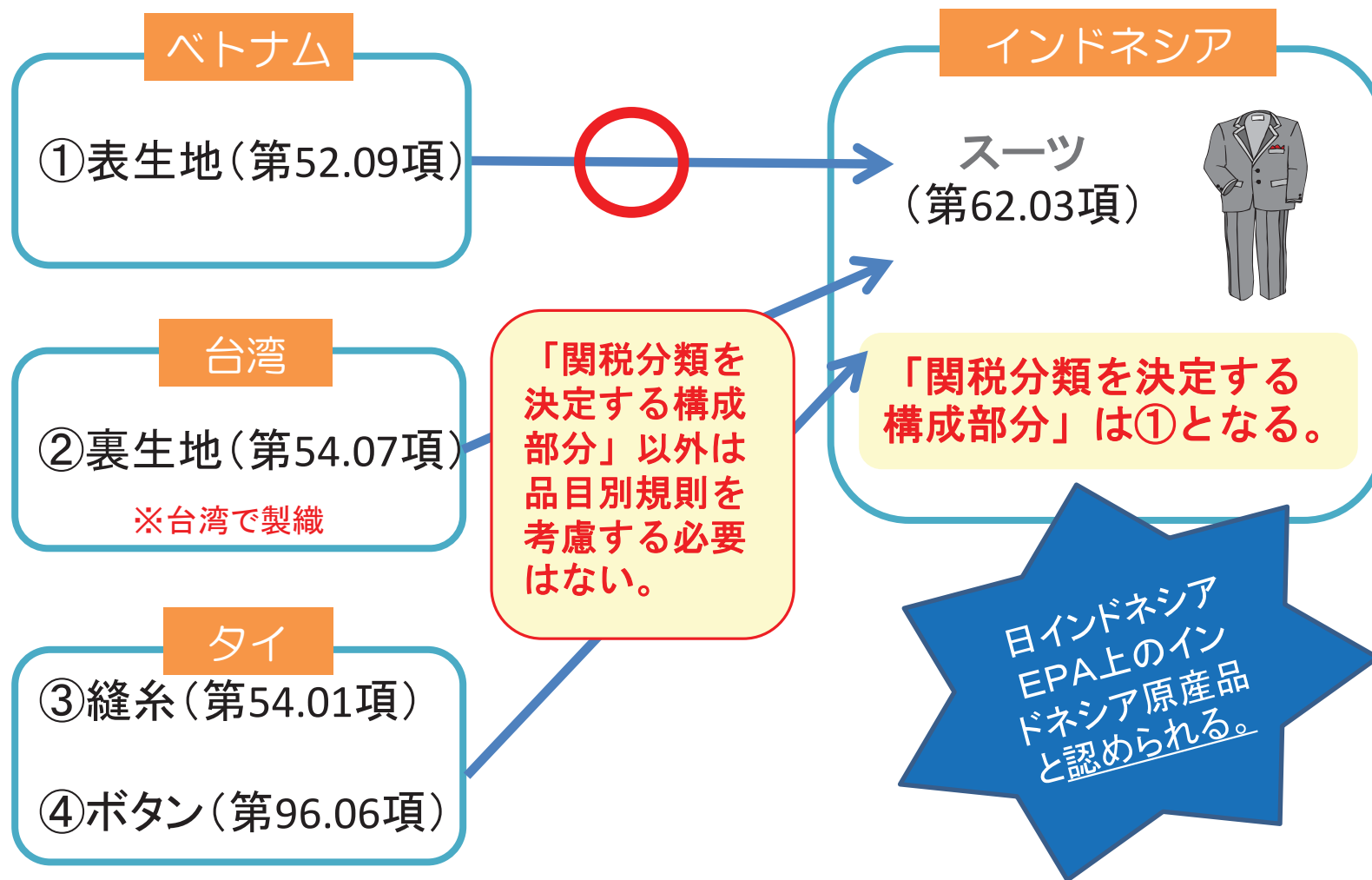


インドネシア



スーツ
第6203.19号

5.スーツ(6203)【日インドネシアEPA】



3. その他

原産地規則について 特に留意をお願いしたい事項

原産地証明書等があれば、万事OKではない

– 実際に原産地基準・積送基準を満たす必要がある。

【非原産材料を使っていた場合】

税関HPに掲載あり

- 最終製品のHS番号の品目別規則を確認
- 使用材料のHS番号、原産国、価格、製造工程等を確認

特恵税率適用に関する「事後確認」の実施について

「事後確認」とは、経済連携協定又は一般特恵関税制度の下で、特恵税率を適用して輸入申告された貨物について、各経済連携協定及び関税関係法令の規定に基づき、輸入通関後にその貨物が相手国の原産品であるか否かについての確認を行うことをいいます。

(1) 事後確認の目的

経済連携協定又は一般特恵関税制度を利用して特恵税率を適用するためには、輸入する貨物が相手国の原産品である必要があります。

事後確認においては、輸入申告された貨物が原産品であることを確認することによって、特恵税率の便益の適正な確保を目的としています。

(2) 事後確認の方法

輸入者に対する事後確認は、原則として、書面による情報提供要請により実施されます。

税関は、輸入者から提出された資料等に基づき、輸入申告された貨物が相手国の原産品であるか否かを確認します。

(3) 質問及び回答内容

税関から輸入者に質問書を送付します。

質問書には、確認の対象となる貨物及び確認内容が記載されています。当該貨物が原産品であるか否かを確認するために、当該貨物の生産に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表などの資料を提出いただくことになります。

(4) 回答期限

税関への回答期限は、質問書に記載されています。基本的に質問書到着の日から30日となります。

(5) 事後確認の結果

輸入者からの回答によって、税関が原産品であることを確認できた場合には特恵関税の適用が是認されます。一方、輸入者が回答をしない場合や不十分な情報の提供しかない場合には、特恵税率の適用が否認されることがあるためご注意ください。さらに、回答内容によっては、税関から取引相手である輸出者や発給機関に対し情報提供要請や現地への訪問検証を行うこともあります。

以上の結果、輸入申告された貨物が原産品であることを確認できない場合には、特恵税率の適用が否認されることとなり、また、事案の内容に応じて、過少申告加算税等の対象にもなります。

事後確認に係るお問い合わせは、各税関の原産地調査官までお願いします。

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

税関ホームページ 原産地規則ポータル「事後確認」：<http://www.customs.go.jp/roo/verification/index.htm>

(参考)「事後確認」に関するQ&A

Q.1 輸出者から送付された原産地証明書によって特恵税率を適用しており、輸入貨物が原産地規則を満たす原産品であるかどうかを確認するための資料が手元がない。事後確認の要請に対してどのように対応したらよいか。

A.1 特恵税率は原産品である貨物に対してのみ適用されるものであり、輸入者は納税義務者、特恵税率の適用により直接便益を受ける者として、貨物の原産性を証明する義務があります。

手元に資料がない場合には、輸出者より、貨物の原産性に関する情報を入手して頂き、それを元に、税関への回答を御願います。なお、企業秘密等の理由により輸出者から情報が得られないような特別な事情がある場合には、税関にご相談ください。その場合には、税関より、取引相手である輸出者等に対して事後確認を実施することがあります。

Q.2 第三者証明制度の場合には、貨物の原産性は原産地証明書によって既に証明されているのではないかと。

A.2 世界的なEPAの増加等を踏まえ相手国の発給機関において十分な原産性の審査がなされないまま原産性のない貨物に対して原産地証明書が発給される事案や、更には偽造の原産地証明書が税関に提出される事案が発生しており、特恵税率の適正な適用の確保を図っていく観点から、第三者証明制度の場合であっても事後確認が必要となります。

前述のとおり、輸入者には納税義務者、特恵関税の直接の受益者として、貨物の原産性を証明する責任があることから、特恵関税の適用に際しては、原産性のある貨物に対して原産地証明書が正規に発給されているのかをよくご確認ください。

Q.3 「事後確認」の結果、特恵税率を適用して輸入した貨物について、事後に特恵否認される事態を避けるためにはどうしたらよいか。

A.3 特恵税率の適用を受けようとする貨物について、原産地規則を満たす相手国の原産品であるかどうかを、必要に応じて原産性を疎明する書類を入手するなどして、輸出者等に事前によく確認した上、特恵税率の適用を申告して頂くことが重要です。

また事前告示制度を利用して頂ければ、輸入申告前に貨物の原産性について税関から回答が得られるため、円滑な通関が確保できるほか、事後的に特恵否認される事態を避ける手段の一つにもなります。

Q.4 その他、「事後確認」に関する具体的な手続等について知りたい場合にはどうしたらよいか。

A.4 前ページの各税関の原産地調査官まで御願いたします。

ご清聴ありがとうございました。

ご不明な点があれば、



東京税関 業務部
首席原産地調査官

03-3599-6527

まで、お気軽にご照会下さい。